

確定申告の準備はお早めに

申告の相談・受付は2月16日(月)～3月16日(月)

鳥取市役所駅南庁舎と鳥取税務署では

2月22日・3月1日の日曜日(8:30～17:00)も受け付けます

所得税の確定申告と市・県民税の申告の時期が近づいてきました。鳥取市役所では、駅南庁舎と各総合支所で申告の相談・受付を行います。

期限間近になると窓口が混雑します。早めに申告しましょう。

所得税

所得税は、自分で所得と税額を計算する申告納税制度になっています。所得と税額を正しく計算し、期限内に申告と納税を済ませましょう。

確定申告が必要な人は次のとおりです。

給与所得の人

次のいずれかに該当する人は、所得税の確定申告が必要です。

- ① 給与収入が20万円を超える人
- ② 給与所得・退職所得以外の所

得合計が20万円を超える人

- ③ 2力所以上から給与をもらい、主たる給与以外の給与収入金額と給与所得・退職所得以外の所得の合計額が、20万円を超える人

※②と③については、20万円以下の場合でも市・県民税の申告が必要です。

給与所得以外の人

平成20年中において、次に該当する人は必ず申告してください。

- ① 事業(商業・農業など)を営んだ人
- ② 地代・家賃などの不動産収入があった人
- ③ 雑所得(年金など)があった人
- ④ 土地や建物、株式の売却などにより、所得の合計額が基礎控除、配偶者控除、扶養控除、その他の所得控除の合計額よりも多かった人

※農業所得は、収入金額から必要経費を差し引いて計算します。農業所得を申告する際には、収入金額と必要経費が分かるよう、収支内訳書を作成し、通帳や領収書などをお持ちください。

所得税の還付

次のような場合、確定申告をすると源泉徴収された税金が還付されることがあります。

- ① 平成20年の途中で退職し、再就職していない場合
- ② 多額の医療費を支払った場合や災害・盗難などの損害を受けた場合(医療費控除や雑損控除を受けられます)
- ③ 住宅の取得や一定の増改築のために、銀行などから借りた住宅資金の借入金残高がある場合(住宅借入金等特別控除を受けられます)

- ④ 年末調整後に配偶者の所得や扶養家族に変更があった場合
- ※還付申告は1月下旬から受け付けています。

市・県民税

平成20年中に所得のあった人や、所得がなかった場合でも国民健康保険・長寿医療(後期高齢者医療)制度に加入している人は、市・県民税の申告を行ってください(国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の算定は、前年の所得などに基づいて行われるため、保険料が減額になる場合でも、申告がないと減額ができません)。

ただし、次の人は申告の必要はありません。

- ① 所得税の確定申告をした人
 - ② 年末調整を受けた給与所得以外の所得がない人
 - ③ 収入が公的年金のみの人
- ※社会保険料、生命保険料などの控除の適用を受ける場合は申告が必要です。

申告に必要なもの

- ① 申告用紙、印鑑

- ② 通帳（還付申告の場合）
 - ③ 平成20年中の収入、支出明細書や領収書、平成19年分収支内訳書（控）
 - ④ 平成20年分の給与や年金、配当などの源泉徴収票や支払証明書
 - ⑤ 医療費控除を受ける人は、平成20年中に支払った医療費の領収書、保険などで補てんされる金額の明細書
 - ⑥ 雑損控除を受ける人は、損害を受けた住宅や家財の明細書、領収書
 - ⑦ 平成20年中に支払った国民健康保険料、後期高齢者医療制度保険料、国民年金保険料の額の分かるもの ※国民年金保険料で控除を受ける場合、支払金額証明書の添付が必要です。
 - ⑧ 生命保険料、地震保険料控除を受ける人は、保険料の支払証明書
 - ⑨ 寄附金控除を受ける人は、特定寄附金の明細書や領収書
 - ⑩ 障害者や勤労学生を証明する書類
- ※65歳以上の人で知的障害者、または身体障害者に準ずるものとして要介護の認定を受け

申告と相談はこちらまで 2/16～3/16

■**所得税の確定申告** (8:30～17:00)
 鳥取税務署（富安二丁目89-4）☎(0857) 22-2141
 申告書の提出は郵送でも受け付けます。また、休日などには専用のポストを設置していますのでご利用ください。なお、個人事業主の消費税の確定申告と納税は3月31日（火）までです。

■**市・県民税の申告** (8:30～17:00)
 市役所駅南庁舎地下第5会議室および各総合支所で受け付けます。
 ※総合支所の受付日程については総合支所だより2月号をご覧ください。
 ※いずれも駐車スペースは限られており、混雑が予想されます。申告にお越しの際は、なるべく公共交通機関をご利用ください。



各種控除について

た場合は、障害者控除の対象となります。詳しくは市役所駅南庁舎高齢社会課 ☎(0857) 20-3454まで。

税源移譲に伴う住民税から住宅ローン控除

平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている人で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の市・県民税（所得割）から控除できます。対象になる人

は、平成21年3月16日（月）までに申告してください。

【申告先】
 ◆確定申告を提出する人
 鳥取税務署・市役所市民税課・各総合支所市民福祉課

確定申告を提出しない人

市役所市民税課・各総合支所市民福祉課

【申告に必要なもの】

① 住宅借入金等特別税額控除申告書 ※用紙は鳥取税務署、市役所市民税課、各総合支所市民福祉課の窓口で受け取るか、鳥取市公式ホームページからダウンロードしてください。

② 印鑑
 ③ 源泉徴収票（確定申告を提出しない人のみ）

ふるさと納税による寄附金控除

寄附先の地方公共団体から発行された「受領証明書」をお持ちのうえ、平成21年3月16日（月）までに最寄りの税務署に申告してください。

※所得税は還付、個人住民税は税額控除になります。

寄附金控除の対象が拡充

市・県民税の控除対象となる寄附金は、市町村などに対するもの以外に次の2つがあります。

- ① 住所地の都道府県共同募金会
- ② 住所地の日本赤十字社支部（総務大臣の承認などを受けたいもの）

これまでは、寄附金のうち10万円を超える額が対象でしたが、平成20年度の税制改正により、5千円を超える額が対象となりました。

問い合わせ先

市役所駅南庁舎市民税課 ☎(0857) 20-3417 / 各総合支所市民福祉課 (16ページ参照)